

雑誌スポンサー制度募集要領

1. スポンサー募集の目的

この制度は、磐田市立図書館の雑誌コーナーを活用し、新たな図書資料等を確保し、図書館サービスの充実を図ることを目的とします。

2. スポンサー制度の内容

スポンサーに雑誌の購入費用を負担していただき、提供していただいた雑誌を磐田市立図書館に配架します。提供雑誌の最新号カバー表面にスポンサー名を表示し、また雑誌架と最新号カバー裏面に広告を掲載できるものとします。

3. 対象とするスポンサー

(1) 次の業種又は事業者に該当しないこと

- ① 消費者金融、商品先物取引、外国為替証拠金取引等にかかる業種
- ② 風俗営業と規定される業種または風俗営業類似の業種
- ③ 法律に定めのない医療類似行為を行う業種
- ④ 占い、運勢判断に関する業種
- ⑤ 興信所・探偵事務所等の業種
- ⑥ 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- ⑦ 民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続中の事業者
- ⑧ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- ⑨ 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足る相当の理由のある事業者
- ⑩ その他、市長が適当でないと判断したもの

(2) 日本国内に事業所を有する企業、商店、団体等を対象とします。個人からの提供は対象外とします。

4. 対象とする雑誌

市立図書館指定の別紙「雑誌リスト」より選定していただきます。

5. スポンサー広告等の表示方法

(1) スポンサーの表示スペース

- ① 提供雑誌の最新号カバー表面についてはスポンサー名等の表示とします。

表示大きさ 縦4cm、横13cm以内 地色は白色、文字は黒色

貼付位置 最新号カバー底辺より6cm上部の中央

- ② 雑誌架に広告チラシを表示します。

表示大きさ 用紙横向（縦約10cm 横約21cm）

貼付位置 基本的に上辺に揃える。ただし、各館の状況が異なるため各館で決定する。

- ③ 最新号カバーの裏面に広告チラシを1枚挿入できます。

広告チラシは片面印刷のものとし、最新号カバーに収まるサイズとします。

- ④ スポンサーは、①・②・③において同一名称を用いることとします。例えば①を企業グループ名とし、②③においてそれぞれ別の店舗の広告を表示することはできません。
- ⑤ 雑誌架に添付する広告チラシ及び最新号カバー裏面に挿入する広告チラシの作成はスポンサー側でお願いします。(広告チラシを変更する場合も同様とします。)

(2) スポンサーの表示期間

雑誌の提供を開始していただいた月から1年間とします。

例：1月提供開始 → その年の12月まで表示

10月提供開始 → 翌年の9月まで表示

(3) その他

- ① 雑誌の配架位置は市立図書館が決定します。
- ② 広告チラシの変更は、週刊・隔週刊の場合、年6回まで、月刊・季刊などの場合、年3回までとします。

6. 広告の内容

広告の内容は、図書館の公共性等を損う恐れのないものとし、次の各号のいずれかに該当するものは、スポンサー制度の対象としません。

- (1) 広告主や広告の内容の不明確なもの
- (2) 社会秩序を乱す恐れのあるもの
- (3) 非科学的、または迷信に類するもので利用者を惑わせたり不安を与える恐れのあるもの

- (4) 差別、人権の侵害、名誉毀損や営業妨害になるもの
- (5) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (6) 公の選挙または投票の事前運動に該当するもの
- (7) 宗教団体による布教活動を主目的とするもの
- (8) 政治、経済、文化、社会、その他の諸問題についての主義主張
- (9) 個人情報扱いが適切に行われていないもの
- (10) 関係諸法規に抵触、または抵触の恐れのあるもの
- (11) 虚偽、誇大な表現で誤認を与える恐れのあるもの

ア 不確かな根拠で、実際のものや他のものより優位または有利であると誤認を与える恐れのある表現をしたもの

イ 許認可・保証・資格などを、信用や権威付けに利用し誤認を与える恐れのあるもの

ウ 誤認を利用した詐欺まがい商法や不良商法の恐れのあるもの

- (12) 著しく、射幸心・投機心を煽るもの

- (13) 磐田市に関連するもので下記の事項に該当するもの
 - ア 磐田市を中傷するもの
 - イ 磐田市の社会的な評価を低下させる恐れのあるもの
 - ウ 磐田市が広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現があるもの
- (14) 磐田市が作成したものと誤認を与える恐れのある表現をしているもの
- (15) 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のあるもの
- (16) 意見広告、係争中の広告、謝罪広告、比較広告
- (17) たばこにかかる広告
- (18) ギャンブルにかかる広告
- (19) 人材募集広告、不動産広告
- (20) 懸賞・賞品広告、クーポン広告
- (21) その他、図書館に適切でないと思われる広告

7. 募集期間

随時募集します。

8. 申込方法

「雑誌スポンサー制度申請書」(様式1)に必要事項を記入し、掲載希望の広告(案)を添えて、中央図書館に持参、ファクシミリ、または郵送のいずれかの方法により提出してください。

なお、引き続き雑誌スポンサー制度を継続する場合は、「雑誌スポンサー制度継続申請書」(様式3)に必要事項を記入し、上記の方法で中央図書館へ提出してください。

9. スポンサーの決定等

(1) 申込があった順に申込内容を審査してスポンサーを決定します。

※同一雑誌に複数の申込がある場合は、先着順に決定しますのでご了承ください。

(2) 申込結果については、掲載可否の通知(様式2)を送付します。

(3) スポンサーに決定した場合は、通知書により契約を締結したとみなします。

10. 支払方法

提供していただく雑誌の代金及びお支払い方法は、直接雑誌納入業者と協議しお支払ください。

11. その他

この要領に定めることのほか、広告の募集の手続き、広告内容の審査基準等は『磐田市広告掲載要綱、磐田市広告掲載基準』の例によります。

12. 申込先及びお問い合わせ先

〒438-0086 磐田市見付 3599-5
磐田市教育委員会 中央図書館管理グループ
電話 0538-32-5254 FAX 0538-32-5154
メールアドレス chuo-tosho@city.iwata.lg.jp

附 則

この要領は、平成23年6月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年5月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年9月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年9月13日から適用する。